

特例診療所の事前協議書の取下げについて

1 趣旨

令和4年3月11日の保健医療計画部会で、事前協議のあった2カ所の特例診療所について、保健医療計画に記載することをご了解いただいたが、保健医療計画への記載前に、「はえの往診クリニック」から事前協議書の取下げがあったことから、報告する。

2 「はえの往診クリニック」に係る事前協議の取下げ経緯

R4.2月 川西市医師会、川西市、阪神北(2/3)と阪神南(2/15)の圏域健康福祉推進協議会(医療部会)が承認

R4.3.10 診療所病床設置事前協議書が医務課に提出

R4.3.11 兵庫県医療審議会(保健医療計画部会)で他1件も含め、保健医療計画に特例診療所の名称及び所在地を記載することが承認

R4.3.23 同クリニックから、事前協議書の取下げを希望する旨の報告

同クリニック以外の特例診療所1カ所について、保健医療計画に記載

R4.3.30 事前協議取下書の提出

3 今後の予定

令和5年2月(予定)の阪神北及び阪神南の圏域健康福祉推進協議会(医療部会)において、再度の事前協議を申請予定。